

## 坂井市三国湊町街なみ環境整備事業費補助金

### 【目的】

湊町地区特定景観区域内の歴史的な街なみを保全・整備し、併せて居住環境の向上を図ることを目的とする。

### 【補助内容】

#### (1) 補助対象者

「湊町地区特定景観計画区域」内において、市と景観づくり協定を締結した地区に所在する土地及び建築物の所有者

#### (2) 補助対象経費

- ア 建築物（一般） 新築、増築又は改築する場合において、原則として公道に面し、かつ外観について伝統的建築物の意匠を継承した和風建築とするときは、その外観の施工に要する経費
- イ 建築物（公共性のあるもの） 公共性のある建築物（区民館、山車小屋）で、新築、増築又は改築する場合において、原則として公道に面し、かつ外観について伝統的建築物の意匠を継承した和風建築とするときは、その外観の施工に要する経費
- ウ 工作物 周囲の歴史的景観に調和した柵、石垣等の新設又は改修に要する経費
- エ 屋外広告物等 周囲の歴史的景観に調和したデザインや色彩とする看板等の新設又は改修に要する経費

#### (3) 補助率

- ア 建築物（一般） 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の $1/3$ （限度額 150 万円）
- イ 建築物（公共性のあるもの）  
補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の $4/9$ （限度額 200 万円）
- ウ 工作物 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の $1/3$ （限度額 30 万円）
- エ 屋外広告物等 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の $1/3$ （限度額 20 万円）
- オ 緑化措置 補助対象事業費又は市が別に定める基準単価表により算出した額のいずれか低い額の $1/3$ （20 万円）